

国産飼料資源活用促進総合対策事業（拡充）

飼料米導入定着化緊急対策
エコフィード等利用促進対策
自給飼料増産緊急対策

1 事業の目的

飼料の主要原料であるとうもろこし価格の上昇等による配合飼料価格の上昇により、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況に置かれつつある。

このため、緊急に青刈とうもろこし等の高栄養な自給飼料の一層の増産を図るとともに、この緊急的な生産拡大により不足する労働力を補完するため、コントラクター（飼料生産の作業代行を受託する組織）の育成・拡大、飼料用米や未活用資源の飼料利用の拡大・定着により、自給可能な国産飼料の一層の生産・利用拡大を図る。また、レンタカウを活用した放牧の導入促進及び専用品種の安定供給による飼料用稲の生産拡大、家畜の飼養技術の改善・改良によるさらなる生産性の向上等を図り、飼料資源をめぐる新たな国際環境に対応できる畜産の生産構造の確立を図る。

2 事業の内容

（1）青刈とうもろこし生産緊急拡大事業（新規）

飼料作物以外が作付けられている畑地や耕作放棄地において、新たに青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養飼料作物の作付を促進する。

（2）飼料増産受託システム拡大緊急対策事業（拡充）

青刈とうもろこしの緊急生産拡大等に伴う労働力不足に対応するため、飼料生産を担う受託組織の育成・拡大を一層推進し、自給飼料の増産を図る。

（3）飼料用米導入定着化緊急対策事業（拡充）

飼料用米の利活用モデル実証の全国展開を図るとともに、飼料用米の円滑流通や配合飼料原料としての利用に必要な機械施設の整備に対する支援を行う。

（4）粗飼料自給率向上総合対策事業（拡充）

ア 高位生産草地等への転換促進

生産性の低下が懸念される草地の高位生産草地等への転換を促進する。

イ 粗飼料の効率的利用推進

放牧による効率的な飼料利用を推進するため、放牧経験牛の貸し出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築する。

ウ 飼料作物種子の安定供給

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、稲発酵粗飼料用等の生産拡大に応じた専用品種の種子の供給体制を緊急に整備する。

(5) 未活用資源飼料化促進事業（拡充）

ア 新たにエコフィードの生産・利用に取り組もうとする地域における専門技術者の確保・育成等の取組に対する支援を行う。

イ 未活用・低利用資源の飼料化促進

小規模店の豆腐かす、パンくずやDDGS等新たな飼料原料について、実証試験等による利用方法の検討を行う。

(6) 畜産生産性向上促進総合対策事業（拡充）

家畜の飼養技術の向上による更なる生産性の向上を図るため、相談窓口の設置や地域相談員による活動により飼養技術情報の集約、普及・指導を行う。

3 事業実施主体

(社) 日本草地畜産種子協会、(社) 配合飼料供給安定機構、(社) 中央畜産会

4 所要額

6,867百万円（定額、1／2以内）

〔事業実施期間 20～21年度〕

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4913
担当者：松本、瀬川

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 青刈とうもろこし生産緊急拡大事業（新規） （自給飼料増産緊急対策）

1 事業の目的

現在畜産農家が使用している輸入濃厚飼料について、土地資源を有効活用した青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養の自給飼料に置き換えていくことが極めて有効である。

このため、畜産経営等が新たに生産に取り組む青刈とうもろこしやソルガムの作付面積に応じた助成を行うことにより、土地基盤に基づいた大家畜生産への転換を推進する。

2 事業の内容

現在飼料作物以外が作付けられている畑地や耕作放棄地において、新たに青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養飼料作物を作付ける場合、取組面積に応じて、助成金（12千円/10a）を交付する。

3 事業実施主体

（社）日本草地畜産種子協会

4 所要額

1,217百万円（定額）

〔事業実施期間：平成20～21年度〕

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4916
担当者：相田、川原

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料増産受託システム拡大緊急対策事業（拡充） （自給飼料増産緊急対策）

1 事業の目的

配合飼料価格高騰に対応し、濃厚飼料依存から自給飼料に立脚した畜産経営の確立が求められており、特に、土地資源を有効活用した青刈とうもろこし・ソルガムや稲発酵粗飼料・飼料用米といった高栄養の自給飼料増産を図り、配合飼料給与の削減を図っていくことが緊急の課題となっている。

しかしながら、畜産経営においては、飼養規模の拡大や高齢化の進展により、飼料生産労働力が不足している状況にある。

このため、緊急に飼料生産を担う受託組織の育成・拡大に対する支援を強化することにより、畜産経営の安定を図る。

2 事業内容（拡充部分のみ）

（1）長大作物生産の緊急推進

青刈とうもろこし等長大作物の緊急的生産拡大についての飼料生産の受託を緊急に推進するため、長大作物の作業受託面積を3年間拡大するコントラクターに対し、単年度に限り、長大作物の作付作業及び収穫作業について、緊急支援を行う。

（2）コントラクター業務平準化促進（受託作業種目の拡充）

コントラクターの育成・定着を図るための受託面積に応じた助成について、飼料用稲の作付作業、飼料用米の収穫作業等を補助対象受託作業種目に新たに追加する。

3 事業実施主体

全国連

4 所要額（補助率）

968百万円（定額）

〔事業実施期間：平成19～23年度（事業採択は21年度まで）〕

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4916
担当者：上原、田中

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料用米導入定着化緊急対策事業（拡充）

1 事業の目的

最近の配合飼料価格の高騰により、米が国内で生産される有力な飼料用穀物として期待され、低コスト生産技術確立試験として生産が推進されている。

しかしながら、実際に飼料用米が生産されても、国内で飼料用米の利活用が本格的に行われたことがないことから、畜産側において、飼料用米を活用した畜産物の付加価値化等を図るとともに、米の飼料活用を可能とする環境・体制を整備することが課題となる。

このため、飼料用米の利活用を行うモデル実証を全国的に展開するとともに、生産される畜産物の付加価値化を図るための給与方法等の検討、飼料用米の利活用に必要な機械等の整備を推進し、畜産経営の安定に資する。

2 事業内容

- (1) 飼料用米の利用拡大を図るための検討会を開催する。(継続)
- (2) 飼料用米の利活用に関する実態調査を実施する。(継続)
- (3) 飼料用米（対象：20年産）の利活用をモデル実証するのに必要な経費に対し助成を行う。(拡充)
- (4) 飼料用米を主食用米と区分して円滑に流通するため、必要となる機械施設の整備を支援する。(新規)
- (5) 配合飼料原料として飼料用米等の利用を促進するため、必要となる機械施設の整備を支援する。(新規)

3 事業実施主体

(社) 日本草地畜産種子協会、(社) 配合飼料供給安定機構

4 所要額（補助率）

3,140百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産振興課

代表 03-3502-8111

担当者：2（1）～（4）上原、田中

内線 4916

2（5）歌丸、小野寺 内線 4915

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 未活用資源飼料化促進事業(拡充) (エコフィード等利用促進対策)

1 事業の目的

飼料の主要原料であるとうもろこし価格の上昇等により配合飼料価格は上昇しており、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況に置かれつつある。

このため、食品残さ等の未活用資源の飼料利用を一層促進することが必要であり、取組の中核となる専門技術者の確保等について支援することで、未活用資源の利用を推進し、飼料コストの低減を図る。

2 事業内容

(1) 地域エコフィード利用体制確立支援(拡充)

地域での未活用資源の飼料利用を進めるため、関係者による連携、地域情報の分析等を行うとともに、食品残さの飼料化を事業化しようとする地域的取り組みを確実に成功に導くため、専門技術・知識の習得を図る地域研修会の開催及び事業化に必要な検討・助言を担う専門技術者を地域に設置する。

(2) 未活用・低利用資源の飼料化促進(拡充)

小規模店の豆腐かす、パンくず等の低利用資源やDDGS等新たな飼料原料の掘り起こしとともに、実証試験等による利用方法の検討、活用のための技術マニュアルの作成を行い、未活用・低利用資源の飼料化を促進する。

3 事業実施主体

(社)中央畜産会、(社)配合飼料供給安定機構

4 所要額(補助率)

434百円(定額、1/2以内)

[事業実施期間:平成19~21年度]

担当課:生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4915
担当者:歌丸、小野寺

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 粗飼料自給率向上総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

配合飼料価格高騰に対応し、濃厚飼料依存から自給飼料に立脚した畜産経営の確立が求められており、これまで飼料作物の単収向上のための高位生産草地への転換促進、粗飼料の効率的利用として放牧の推進、飼料作物優良品種の種子の安定供給等に対し支援を行ってきたところである。

しかしながら、耕作放棄地等条件が悪い地域や高齢な畜産農家における放牧を進めるためには、まず放牧経験牛の導入などの条件整備が必要なこと、稲WCS等の生産を急速に拡大させるためには、まず生産収量の高い専用品種種子の供給体制の確立が必要なこと等が指摘されているところである。

このため、放牧意欲のある農家に対し放牧経験牛の貸し出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築するとともに、稲WCS用等の専用品種種子の供給体制を緊急に整備することにより、土地基盤に基づいた畜産経営の拡大を促進する。

2 事業内容

（1）高位生産草地等への転換促進

生産性の低下が懸念される草地の高位生産草地等への転換を促進する。

（2）粗飼料の効率的利用推進（拡充）

放牧による効率的な飼料利用を推進するため、放牧を行う生産者集団に対する支援を行うとともに、放牧経験牛の貸し出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築する。

（3）飼料作物種子の安定供給（拡充）

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、稲発酵粗飼料用等の生産拡大に応じた専用品種の種子の供給体制を緊急に整備する。

3 事業実施主体

（社）日本草地畜産種子協会

4 所要額（補助率）

867百万円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4916
担当者：相田、川原

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 畜産生産性向上促進総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

配合飼料価格の上昇に対応し、畜産の生産現場においては、飼養管理のあり方を点検・検証し、最大限に効率的な生産を目指すことが重要である。

このため、相談窓口の設置や地域相談員による活動、先行事例の調査・分析等、配合飼料価格の上昇に対応した飼養管理技術等の情報提供、相談・助言を行い、家畜の生産性を向上させる取組の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 普及推進検討会の開催

全国及びブロック段階において、飼養技術の普及等による家畜の生産性向上を推進するため、関係者から構成される普及推進検討会を開催する。

(2) 地域勉強会の開催

地域段階において、生産者等を対象とした飼養管理技術等に関する勉強会を開催する。

(3) 相談窓口の設置、地域における畜産農家の助言・指導（拡充）

ア 相談窓口の設置

畜産農家等からの相談に迅速かつ的確に対応するため、地域に相談員を配置し、畜産農家に対して、当該相談員が助言や指導、他関係機関・団体との連絡・調整を行う。

イ 地域における畜産農家の助言・指導

相談員が畜産農家を個別訪問し、個々の状況を点検・分析し、生産性向上に係る助言・指導を行う。

(4) 先行事例調査・分析（拡充）

既に地域で取り組んでいる事例について、技術の詳細、経営への効果等について調査・分析を行い、その結果を他の畜産農家に普及する。

(5) 技術普及用パンフレット等の作成・配布

家畜の生産性向上のための飼養技術等に関するパンフレット等を作成・配布する。

3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

4 所要額（補助率）

243百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4910
担当者：原、池田